

(様式 4)

※各施設の特性等に応じて必要事項を追加、削除等のうえ作成してください。

令和 6 年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎町文化センター等文化施設 (藤崎町文化センター・藤崎公民館・ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢・常盤ふるさと資料館あすか)
指定管理者名	特定非営利活動法人藤崎町文化協会
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 (4 年目)
施設所管課	藤崎町教育委員会生涯学習課

1 施設の概要

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

設置年月	平成 8 年 1 月	根拠条例等	藤崎町文化センター条例 藤崎公民館条例
設置目的	「藤崎町文化センター」 町民の芸術文化の振興を図り、教養を高め、もって福祉の増進に寄与する。 「藤崎公民館」 社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づく。		
施設内容	ホール・楽屋・会議室・実習創作室・多目的ホール・研修室・和室		
利用料金	①各室利用料(電気・冷暖房使用料含む)※1時間単位(準備・片付け含む) ○ホール: 7,000円 ○楽屋1: 200円 ○楽屋2: 200円 ○会議室: 610円 ○実習創作室: 820円 ○多目的ホール ふじの間: 1,020円 ○多目的ホール 王林の間: 610円 ○多目的ホール つがるの間: 610円 ○研修室: 400円 ○和室 桜の間: 200円 ○和室 桐の間: 400円 ○和室 楓の間: 400円 (注)ホールの附属設備及び機器類の使用料は別途徴収 ②入場料割増使用料(各室使用料×割増) ○入場料等の額: 500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額: 500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額: 1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額: 2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額: 3,000円を超える場合 → 10割 (注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。		

開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項(1)が国民の祝日にあたるときは、その翌日
開館時間	午前9時から午後10時まで

（ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢）

設置年月	平成11年3月	根拠条例等	ふれあいずーむ館条例 藤崎町図書館条例
設置目的	「ふれあいずーむ館」 町民の生涯学習の推進及び社会教育の振興を図り、町民の自由な利用に供し、もって福祉の増進に寄与する。 「藤崎町図書館大夢」 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、町民の自由で公平な利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の社会教育の向上に資する。		
施設内容	ふれあいひろば・展示ホール・集会室・視聴覚室・研修室・調理室		
利用料金	①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）※1時間単位（準備・片付け含む） ○ふれあいひろば 水仙の間：1,040円 ○ふれあいひろば 秋桜の間：1,040円 ○ふれあいひろば 鈴蘭の間：1,040円 ○展示ホール：1,050円 ○集会室：620円 ○視聴覚室：620円 ○研修室 紫陽花の間：200円 ○研修室 向日葵の間：200円 ○調理室：290円 ②入場料割増使用料(各室使用料×割増) ○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割 (注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項(1)が国民の祝日にあたるときは、その翌日 (4) 館内整理日（毎月末日及び多量の図書を受け入れた日及びその翌日等）		
開館時間	ふれあいずーむ館：午前9時から午後10時まで 藤崎町図書館大夢：午前9時から午後5時まで		

(常盤ふるさと資料館あすか)

設置年月	平成 8 年 1 1 月	根拠条例等	常盤ふるさと資料館あすか 条例
設置目的	町民の芸術文化活動の推進及び藤崎町の文化の発展に資する。		
施設内容	展示室・廊下（展示ギャラリー）		
利用料金	①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む） ○展示室 午前9:00～12:00：4,800円 午後12:00～16:30：6,400円 全日9:00～16:30：11,200円 16時30分以降1時間につき：1,500円 ○廊下（展示ギャラリー） 午前9:00～12:00：1,200円 午後12:00～16:30：1,600円 全日9:00～16:30：2,800円 16時30分以降1時間につき：400円 ②入場料割増使用料（各室使用料×割増） ○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割 （注） (1) 入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2) 入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項(1)が国民の祝日にあたる時は、その翌日		
開館時間	午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで		

2 指定管理者が行う業務

項 目	業務内容
維持管理業務	施設・設備の維持管理、施設使用許可・利用料金の収受
企画運営業務	社会教育事業の企画運営

3 利用状況

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

(1) 利用実績【利用者数】

(单位：人)

[illegible]

(単位：千円)

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

(单位:人)

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

(常盤ふるさと資料館あすか)

(单位：人)

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

[illegible]

4 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)		1 指定管理料のみ		
	○	2 指定管理料+補助金+利用料金収入		
		3 利用料金収入のみ		
収入科目	金額(千円)		支出科目	金額(千円)
指定管理料	65,449		維持管理費	157
補助金	41,565			
利用料金	4,485		事業費	113,976
その他	4,018		その他	
合 計 (①)	115,517		合 計 (②)	114,133
			収支差額(①－②)	1,384

5 利用者満足度状況(アンケート調査、苦情要望等)

意見等の内容	対応実績等

6 評価結果

評価項目 (評価の視点)	指定管理者 自己評価	町所管課	
		評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	B	B	適正に行われている。
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	B	B	適正である。魅力ある事業内容を今後も継続して取り組んでほしい。
3. 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	B	適正に行われている。今後も継続して行ってほしい。
4. 緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	B	B	適正に行われている。今後も継続して行ってほしい。
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	B	B	適正に行われている。今後も継続して行ってほしい。
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	B	B	適正に行われている。
7. 個人情報の保護	A	A	漏えいがなく適正に保護されている。
全体評価	B	B	

【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている

B (良) : 適正である

C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する

D (否) : 改善や更なる取組が必要